

Press Release

参考配布

令和6年2月8日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 中嶋 章浩

主任中央需給調整事業指導官 渡部 幸一郎 副主任中央需給調整事業指導官 喜多見 靖

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5335, 5325)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



省 大阪労働局 Press Release

大阪労働局発表 令和6年2月8日

担

当

大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 射手谷 誠司 主任需給調整指導官 松本 淳史

電話 06-4790-6319

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局(局長:荒木 祥一)は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な 運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以 下「労働者派遣法」という。)に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に 対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を 行った。

記

第 1 被処分派遣元事業主

名 称 株式会社チャージ

代表取締役社長 大向 敬道 代表者の職氏名

事業主所在地 大阪市北区芝田一丁目4番14号

許可に関する事項 許 可 番 号 派27-301912 許可年月日 平成25年2月1日

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令 (労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり)

第3 処分理由

株式会社チャージは、法人Aを派遣先として、自己の雇用する労働者5名に ついて、少なくとも令和2年1月24日から令和5年7月7日までの期間、延 べ580人日(※)にわたり、労働者派遣法第40条の2第1項各号に該当し

- ないにもかかわらず、組織単位の期間の制限を超えて労働者派遣を行った。 このことは労働者派遣法第35条の3の規定に違反したものである。
- ※令和2年1月24日から令和5年7月7日までの期間において、各日ごとの 派遣された労働者の人数の合計。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業のすべてを対象として、労働者派遣法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

労働者派遣法第35条の3

- 2 上記「第3 処分理由」に係る労働者派遣法違反について、その発生の 経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずる こと。
- 3 労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元 事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派 遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。
- ※労働者派遣法の関係条文等は別添1をご参照ください。

労働者派遣法の関係条文

(参考)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号)(抄)

(労働者派遣の期間)

第三十五条の三

派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣(第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。)を行つてはならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二

第一項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- ー 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣
- 二 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその 雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労 働省令で定める者に係る労働者派遣
- 三 次のイ又は口に該当する業務に係る労働者派遣
 - イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であ つて一定の期間内に完了することが予定されているもの
 - ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係 る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日 数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数 以下である業務
- 四 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚

生労働省令で定める場合における当該労働者の業務に係る労働 者派遣

五 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に 規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働 省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務に係る 労働者派遣

(改善命令等)

第四十九条

第一項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。